

ウポポイ
NATIONAL AINU MUSEUM and PARK
民族共生象徴空間かわたび
ぼっかいどう

令和6年12月11日

帯広開発建設部

新たな「河川協力団体」の募集を開始します

～自発的な河川の維持、環境の保全等に関する活動を支援～

帯広開発建設部では、河川において、NPO等の民間団体が自発的に行う河川維持、環境の保全等に関する活動を支援する「河川協力団体制度」に基づき、当部が管理する河川での活動を希望する新規の「河川協力団体」の募集を開始します。

今年度の募集期間は、令和6年12月11日から令和7年1月10日までとなります。

「河川協力団体」として指定されたNPO等の民間団体は、河川環境の保全等に関する活動に必要な許可手続の簡素化や活動に関する情報の提供等の支援を受けることができます。現在、帯広開発建設部の管理する河川においては、3団体が指定されています。

※申請手続きの詳細は、帯広開発建設部HP「河川協力団体制度について」

(<https://www.hkd.mlit.go.jp/ob/tisui/fns6a1000000lwgo.html>)に掲載しています。

※下記の区間を活動範囲に考えている団体が対象となります。

- ・十勝川 十勝河口橋（国道336号）下流3km付近【豊頃町】から
新清橋（道道75号線）付近まで【新得町】
- ・札内川 十勝川合流点【帯広市・幕別町】から
上札内橋（道道240号線）付近まで【中札内村】
- ・音更川 十勝川合流点【音更町】から土幌新橋（国道241号）付近まで【土幌町】
- ・利別川 十勝川合流点【池田町】から義経大橋（道道88号線）付近まで【本別町】
- ・帯広川 札内川合流点【幕別町】から鎮橋（国道38号）付近まで【帯広市】

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 帯広開発建設部 電話(直通) 0155-24-4105

治水課 課長 尾崎 光政 (内線291)

流域治水対策官付 流域治水対策専門官 天羽 淳 (内線290)

帯広開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/ob/>



河川協力団体を募集します

- ・北海道開発局が管理する河川管理区間において、河川協力団体を募集します。
- ・募集内容の詳細は、各開発建設部のホームページでお知らせします。

河川法の一部改正

平成25年6月に河川法の一部が改正され、河川協力団体制度が創設されました。

「河川協力団体」制度とは？

河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。

河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。申請を受けた河川管理者は、適正な審査の上、河川協力団体として指定します。

河川協力団体の主な活動

①河川管理者に協力して行う河川工事 又は河川の維持



河川敷清掃



ビオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料 の収集及び提供



船による監視



シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究



外来種調査



鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及及 び啓発



マイ防災マップづくり



安全利用講習

⑤上記に附随する活動

河川協力団体に指定されると？

◆法律に規定されている河川協力団体として指定されることになります。

◆許可の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可※等について、河川管理者との協議をもって足りることとなります。

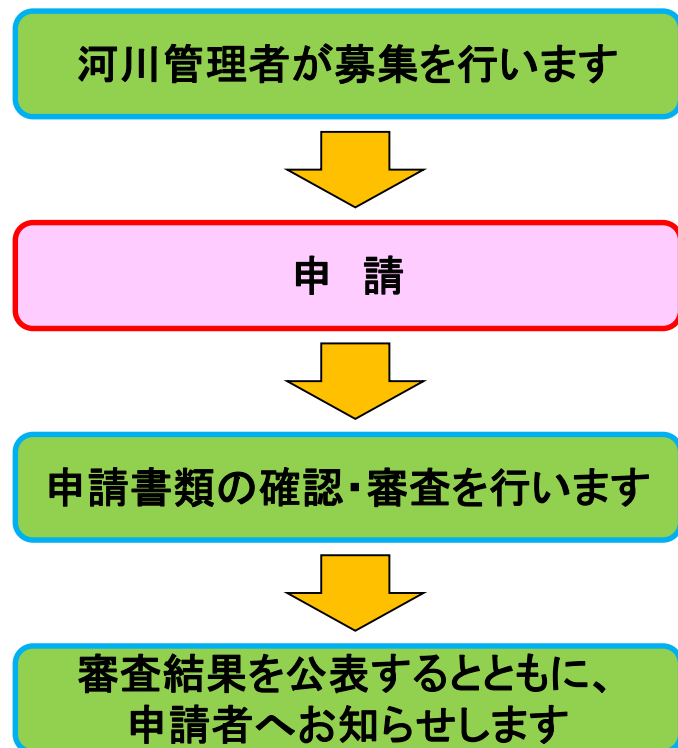
※・工事等の実施の承認（河川法第20条）

- ・土地の占用の許可（河川法第24条）
- ・土石以外の河川産出物の採取の許可（河川法第25条後段）
- ・工作物の新設等の許可（河川法第26条第1項）
- ・土地の掘削等の許可（河川法第27条第1項）
- ・権利の譲渡の承認（河川法第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る））

◆当該活動に関して、必要となる情報の提供等を河川管理者から受けられます。

◆河川管理者が必要と認める場合、河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選定を行う予定です。

河川協力団体の指定までの主な流れ



【主な審査内容】

1. 申請の資格について
2. 活動の実績について
（継続性、公共性、活動姿勢）
3. 活動の実施計画審査
（実効性、貢献度、協調性）

申請に必要な要件

申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第33条の8に規定する団体※（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとされています。

- ①代表者の定めがあること。
- ②事務所の所在、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- ③適正な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④法人等の構成員（役員を含む）が5名以上いること。
- ⑤申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む）が経過していること。
- ⑥宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧直近1年間の税を滞納していないこと。
- ⑨公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていると認められないこと。
- ⑩河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

※ 河川法第58条の8第1項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

申請時に必要な書類と入手方法は？

河川協力団体の指定を受けるために申請を行う法人等は、以下に掲げる書類を添えて、担当の開発建設部宛に提出していただくことになります。

申請書の様式は、北海道開発局ホームページからダウンロード又は各開発建設部の担当者へお問合せください。

北海道開発局ホームページ

https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/kawa_kou/ud49g70000010084.html

申請書の表紙

→（様式第1号）に御記入ください。

ア 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの

→規約や会員名簿等のコピーを提出してください。

イ 直近おおむね5年間の活動実績報告書

→（様式一報告）に御記入ください。あわせて、活動実績がわかる資料を添付してください。

ウ 指定後おおむね5年間の活動実施計画書

→（様式一計画）に御記入ください。

エ 法人等の監査報告書又は収支計算書

→直近おおむね5年間の監査報告書又は収支計算書のコピーを提出してください。

オ 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限りです）

→該当する場合は証明書のコピーを提出してください。

カ 申請資格⑥、⑦、⑨、⑩の要件を満たすことを証する書類

→（様式一誓約書）に御記入ください。

キ その他、河川管理者が必要と認める書類

→詳細は募集要項を御参照ください

申請にあたっての留意事項

ア 提出された書類は、返却いたしません。

イ 申請に要する一切の費用は、申請者の負担となります。

ウ 提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。